

名古屋城二之丸庭園の移築再建

—陸軍管理時代に散逸した茶室と名勝庭園の整備について—

鈴木 昌哉（名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所）

1. はじめに

名古屋市は、本州中央部の濃尾平野に位置し、伊勢湾に南面し、面積は326.43km²、緩やかな東高西低の地勢となっている。市域の北から南にかけては庄内川・矢田川が、東から南にかけては山崎川・天白川・扇川が流れ、伊勢湾にそそぐ。また、市の中心部には、名古屋城築城の際に運河として開削された堀川が、丘陵地の西裾に沿って南北に通じている。地形は、東部の丘陵地、中央部の台地、北・西・南部の沖積地の、大きく3つに分かれている。明治4年（1871）に行われた廃藩置県で、新政府が名古屋県（翌5年に愛知県と改称）を置き、明治11年（1878）、名古屋区として初めて独立行政区となり、明治22年

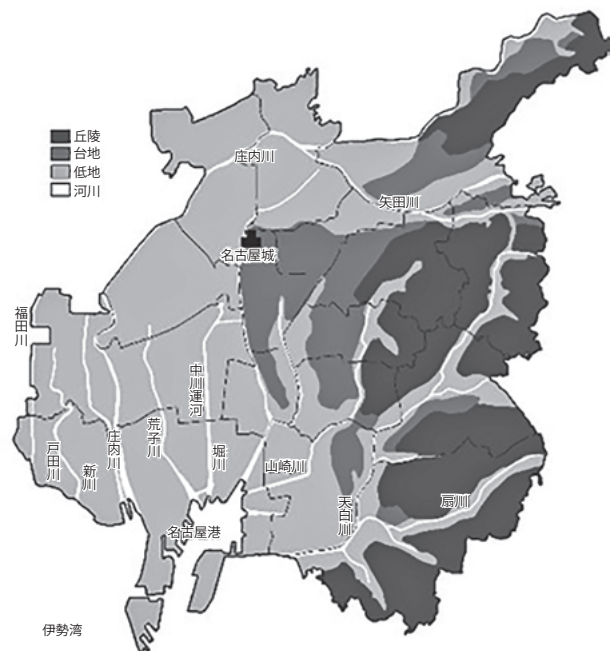


図1 名古屋市の地形区分



図2 名古屋城跡全景

(1889)の市制施行で、名古屋市は人口約15万7,000人でスタートした。現在は、2,325,987人の政令指定都市である¹⁾。また、市の財政規模は、令和3年度の一般会計当初予算が1兆3,194億円である²⁾。

2. 本来の遺構の概要と現状

名古屋城は、江戸期を通じて栄華を誇った尾張徳川家の居城であり、現在も地域文化の拠点として重要な役割を担っている。昭和7年(1932)に史跡指定を受け、「史蹟 名古屋城」となったのち、昭和10年(1935)に一部追加指定されている。昭和27年(1952)に特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城

跡」となったが、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから二之丸地区等は未告示エリアとなっている。

特別史跡名古屋城跡は一部の堀や虎口など失われた部分はあるものの、往時の縄張を比較的良好に残しており、武家屋敷が建ち並んでいた三之丸内(特別史跡指定地外)についても現在は官庁街となっているが碁盤目状の町割はその形状を残している(図3)。

これらの史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承すると共に、その価値を正確に伝え魅力の向上を図るため、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」

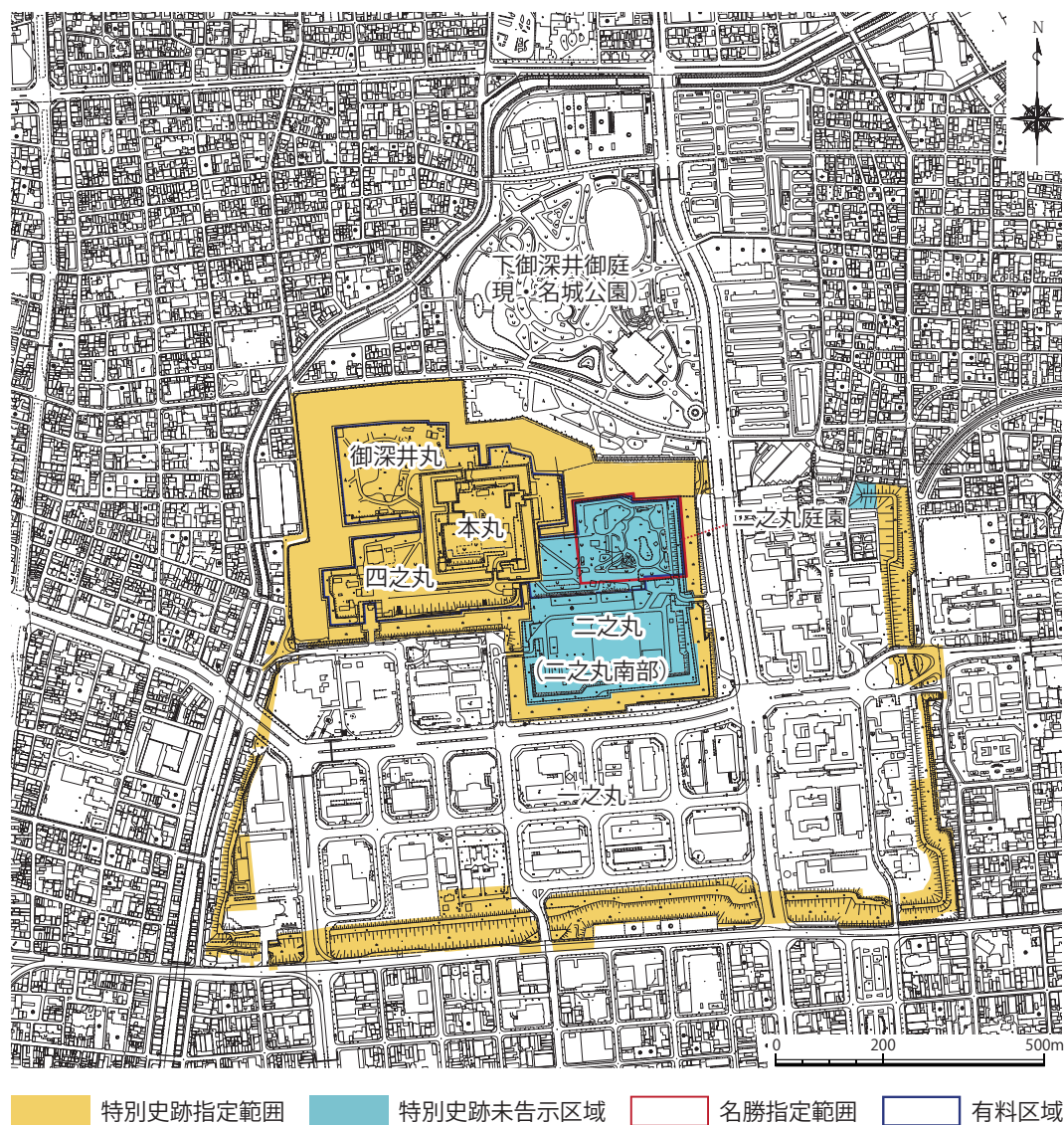


図3 特別史跡指定範囲

を平成30年（2018）5月に策定および公表した。

この計画では特別史跡名古屋城跡の本質的価値を①御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡、②現存する遺構や詳細な史資料により築城期からの変遷をたどることができる城跡、③現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡の3つに整理し、今後の保存活用の基本方針として「近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す」を目標に掲げた。

これらに基づき、構成要素ごとに保存、活用、整備、運営体制の方向性を定めている³⁾。

名古屋城二之丸庭園（以下、二之丸庭園という。）は、地区区分上の二之丸（北）に位置し、歴代藩主の居館及び藩政の中心であった二之丸御殿の北側に、初代藩主義直によって造営された。義直が家康への感謝を示すために木曾の溪谷美として中庭の一部に再現したと言われている。

二之丸御殿が竣工した元和3年（1617）以降、権現山や御祠堂（聖堂）を配し、築城の際に余った石を用いて、中庭には木曾の寝覚め床をうつし二之丸庭園も完成した。

享保以後はたびたび改修され、広い庭内には、池

や築山、その後地割を拡大するなどしながら、文政期の十代藩主^{なりとも}齊朝時代に最も隆盛を迎えた（図4）。

しかしながら、明治6年（1873）に名古屋城が陸軍省所管になると、二之丸御殿が除却された跡地に兵舎が建設され、茶室の余芳や風信を含め庭園の構成要素となっていた庭石や燈籠等が民間に売り払われるなど、二之丸庭園は大きく変容した。終戦以降は、名古屋大学の学舎として使用された時期を経て、公園整備され、昭和53年（1978）から現在の姿になっている。

昭和28年（1953）には、戦後往時の姿を残している部分を中心として、文化財保護法に基づき、名勝指定を受けた⁴⁾。

その後平成25年に「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画」を策定し、同計画に定めた方針に基づき、保存整備事業を実施している。こうした取組の成果と継続により、日本における大名庭園文化の保存と継承において極めて重要な意義を有すると評価され、平成29年に名古屋城二之丸庭園の全域とこれと一体を成した二之丸御殿跡の一部が名勝に追加指定された（図5）。

現在は、追加された区域を含む「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」を作成しており、間もなく完成する。



図4 御城御庭絵図（名古屋市蓬左文庫所蔵）

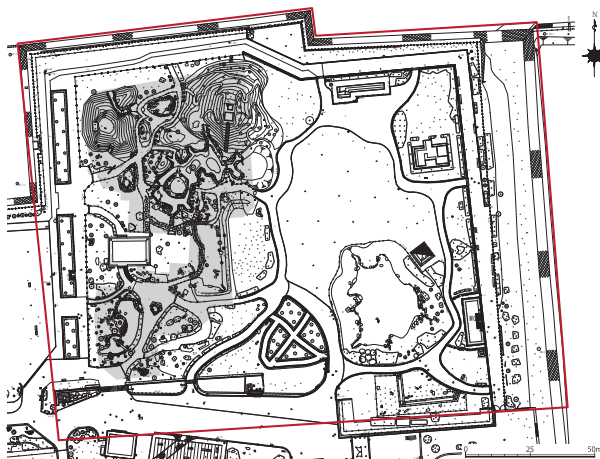


図5 名勝指定範囲（グレー塗部は旧指定範囲）

3. 移築建物の本来的遺構における価値

明治維新後、二之丸庭園内の建造物は全て破壊されており、民間に売却された2棟の茶亭（御茶屋）だけが「余芳」「風信」として現存する。

北御庭園地の東に建築された御茶屋の「余芳」については、北池周辺に複数配置された茶亭（御茶屋）の一つであり、正確な建築年代は定かではないが、文献の調査研究によれば文政6年～10年（1823～1827）頃^{なりとも}に、尾張徳川家十代藩主齊朝が行った二之丸庭園の改造にともなって設けられた茶席の一つであると考えられる（図7・8）。「余芳」の西側は起伏を持たせながら園池護岸へと下る地形となっており、四畳半の中に二畳の上段を設け、上段の床の間、東面に付書院を設けていることから、南西面

に開口部を設けて北池周辺の豪壮な岩組や築山を眺められるように配置されたと考えられる（図6）。

「余芳」を移築再建する場所は、昭和28年に名勝に指定された「北御庭」に整備区分上含まれている。二之丸庭園の建築群の歴史的・文化的価値の理解と継承のうえで、また、庭園の魅力を高めるうえで、不可欠な建造物と位置付けられ、現在作成を進めている「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」においても移築再建する整備方針を定めている（図11）。

江戸期の部材の多くが現存し、発掘調査により礎石や手水組の一部と想定される遺構も確認できており、往時の位置への移築再建は、二之丸庭園及び名古屋城の本質的価値を後世に伝えるうえで重要な意義がある。

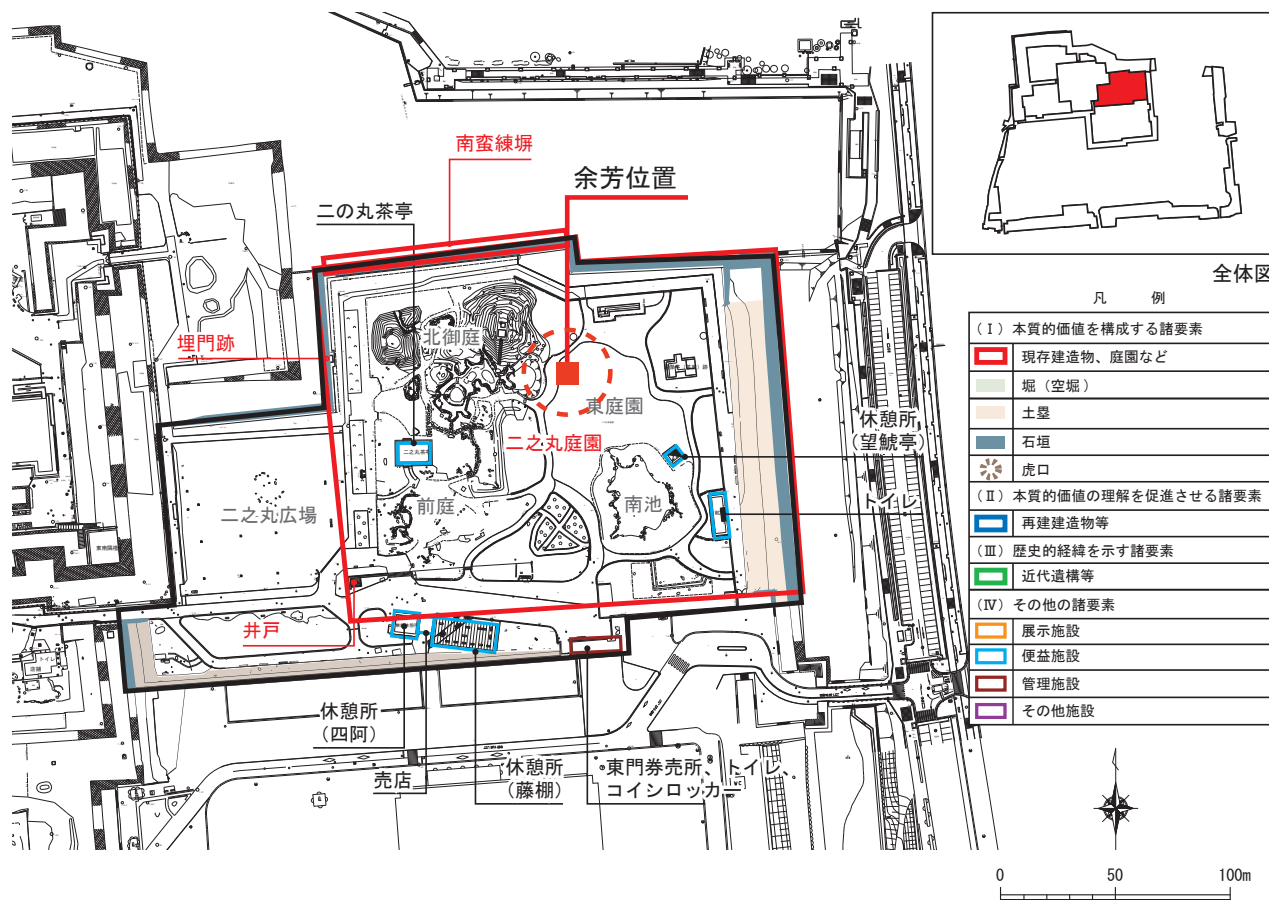


図6 御茶屋「余芳」の位置

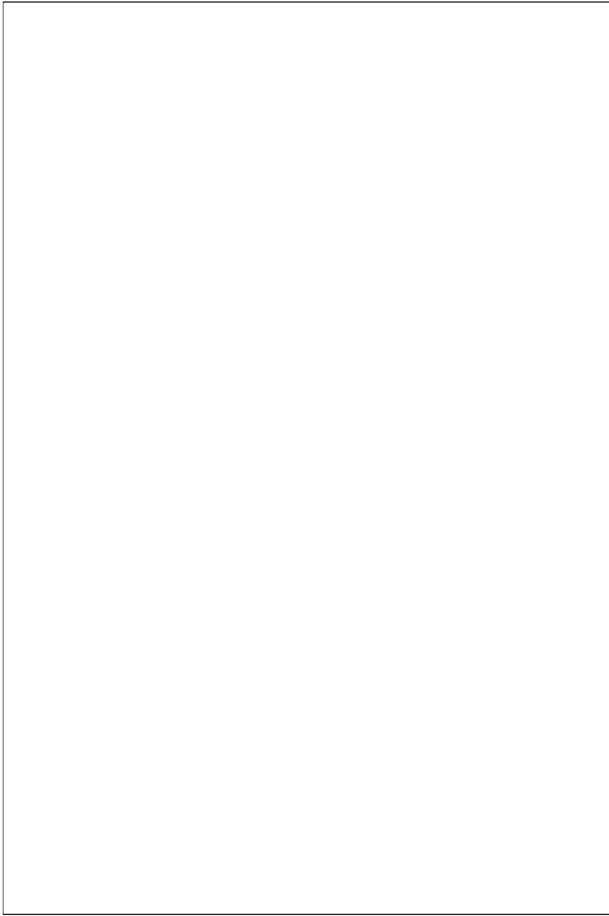


図7 余芳古写真：「二之丸庭園の御茶屋」
(徳川林政史研究所蔵)

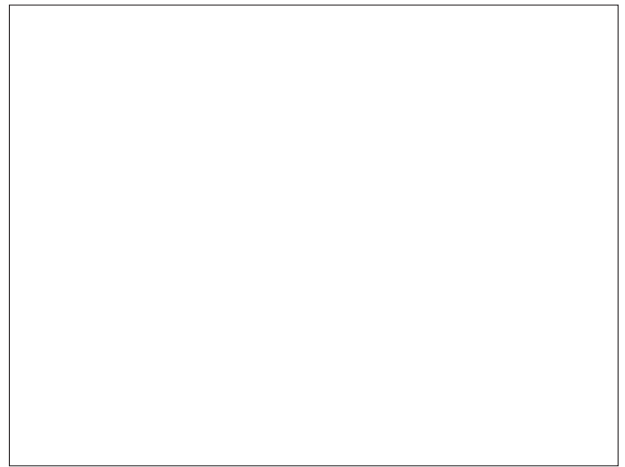


図9 二之丸庭園風信亭 (徳川林政史研究所蔵)

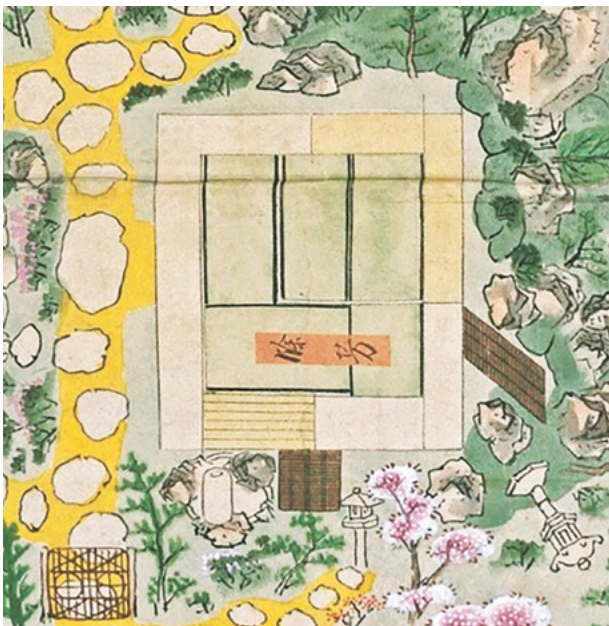


図8 御城御庭絵図における余芳、北が上
(名古屋市蓬左文庫蔵、部分)

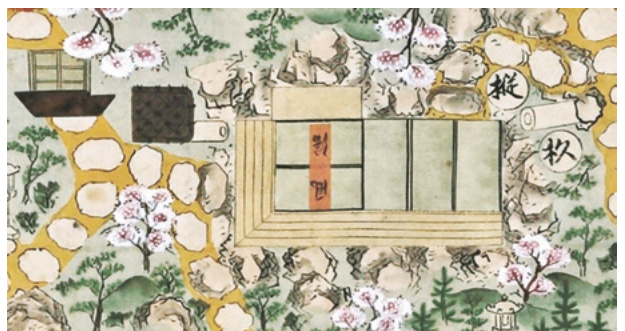


図10 御城御庭絵図における風信亭、北が上
(名古屋市蓬左文庫蔵、部分)



図11 建造物の整備方針

4. 移築の経緯

(1) 明治期の移築

明治維新後、余芳が民間に売却されたのは明治4年(1871)と考えられてる。

その後、余芳の部材は暫くの間売却先で保管されていたが、明治25年(1892)に同家の別業に「余芳亭」として移築された。その当時の模様は、『清水池園林泉帖』(大矢梅太郎編著、昭和15年発行、私家本)に詳しく記されている。別業は、尾張藩の家老竹腰山城守の屋敷跡に営まれ、その敷地は一十坪に及ぶ広大なもので、『尾張名所図会』に亀尾清水の名をとどめ、この清水は城下の一名蹟であったという。

「余芳亭」は東溪を臨むように懸造りで建てられ、溪の東端には清水の湧き出る古池、北側の崖頭には遠望がきく東屋が建ち、西園は松の緑に楚々とした景色、西北にはまた小さな溪、溪の上はまた林の趣であったという(図12)。

この移築時には、玄関・水屋・板の間が増築された。

(2) 昭和期の移築

昭和14年(1939)に林園の中央部を南北に縦断する形で都市計画道路が開通したことにより「余芳亭」は同敷地内に再度移築された。玄関廻りを改修し、便所を増築しているが内部の意匠、縁側の手摺の意匠などは殆ど改変を加えずに再移築されたと考えら



図12 東庭より余芳亭を臨む
(『清水池園林泉帖』より転載)

れる(図13)。

昭和48年(1973)に名古屋市の指定文化財となった後、「余芳」は平成23年(2011)に名古屋市に寄贈され現在はその解体部材を城内に保管している。

名古屋市指定に際する指定理由には、「蓬左文庫蔵『御城御庭絵図』によると「余芳」と記入のある亭が二之丸権現山の東南に描かれており、四畳半一室と一部に濡縁のある平面である。現状の二畳と板間の水屋、縁側は移築に際して付加したものと認められる。名古屋城二之丸建造物はすべて廃絶している際、わずかに残る庭園内御茶屋の一つであって、多少後世の改変はあるが、貴重な遺構である」とある。

5. 移築先の概要・利用状況

解体部材に3種類の番付が発見されたことにより、建築当初、最初の移築(明治25年)、2回目の移築(昭和14年)の変遷が判明した。明治25年の番付では、「改」の文字が見られ、建物の方角を180度回転している。昭和14年番付は北側に増築された玄関と便所の部分の番付となる。明治25年の移築時に上段の間を無くして使用していたことが写真からも伺える(図17)。図中、赤破線の範囲が余芳遺構部分を示す。昭和14年の再移築では、敷地の制約から、懸造りの構成は踏襲されなかった。

6. 移築再建の課題への対応

民間所有となっていた余芳については、平成22年



図13 余芳亭東側外観(昭和61年撮影)

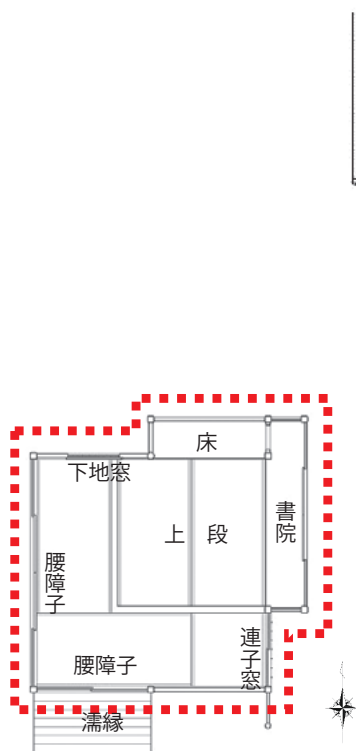


図 14 二之丸庭園時代の復原平面図

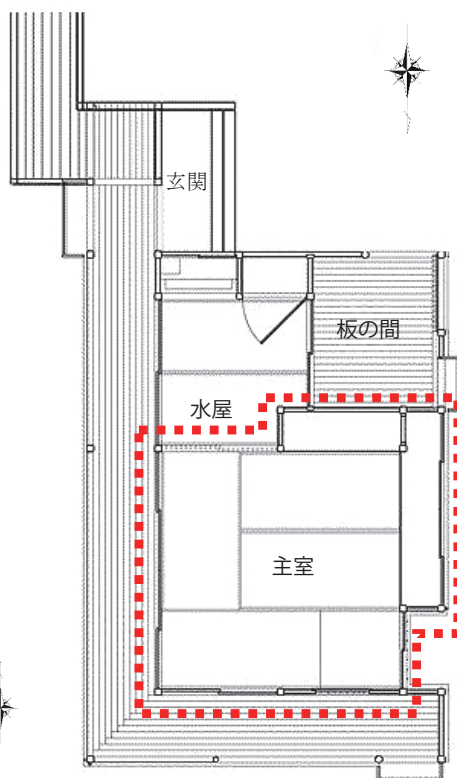


図 15 明治 25 年移築時の推定平面図

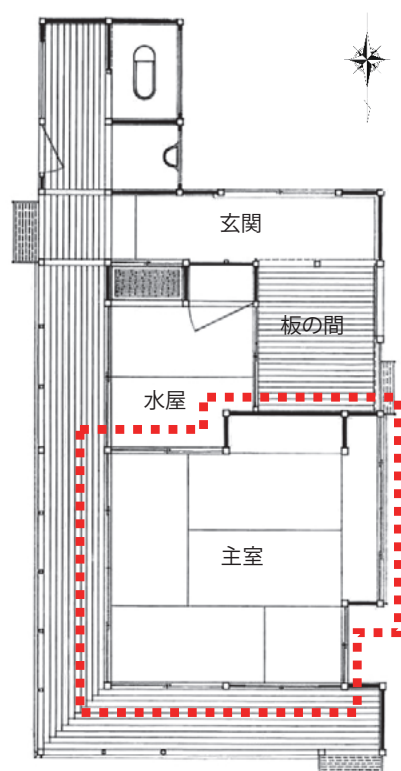


図 16 昭和 14 年移築時の平面図
(文化財指定時)



図 17 余芳亭内部 (『清水池園林泉帖』より転載)

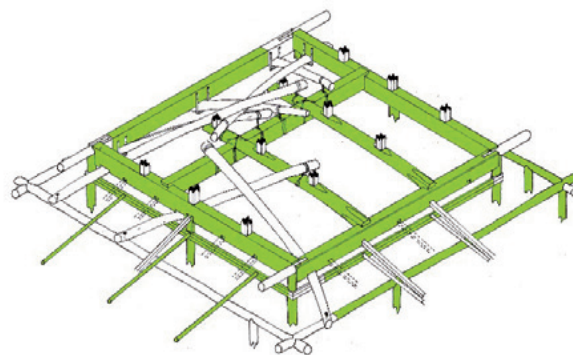


図 19 梁と桔木の架構図 (再建図)



図 18 令和 3 年度仮組調査の様子

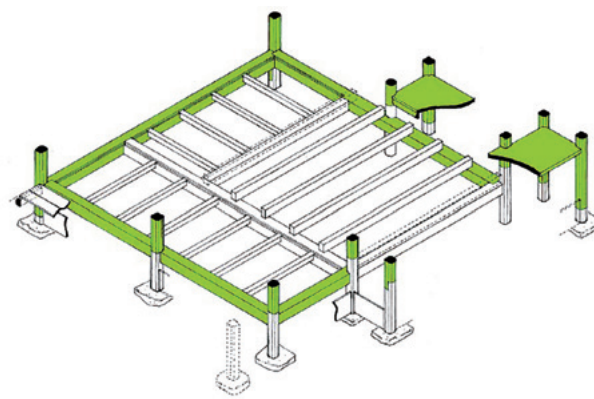


図 20 床組の架構図 (再建図)

度に解体工事を行い、寄付受納を受けた後、平成26年度より再建に向けた検討に着手し、史資料調査、部材痕跡調査、移築再建検討等を継続的に行ってきた。

余芳の移築再建にあたっての根拠資料としては、江戸期の解体部材のほか、発掘調査、古写真、古絵図等がある。そのため、再建検討を行うために、それぞれの資料から得られる情報を整理し、優先順位に基づき最も適切な条件の検討を行った。

(1) 既存部材調査

平成30年度と令和3年度に痕跡・仮組調査を行った(図18)。柱は当初材がすべて残存するが、柱脚部はすべて切断及び根継が有り、柱頭部は当初の仕

口残存材が有る。室内の造作材(敷居・鴨居・落掛・天井板、廻縁・書院地板等)は当初材が残存で、床組の足固め材は多数当初材で、一部後補材であることが分かった。主屋の軒桁、妻梁、中梁、小屋梁は当初材であるが、軒桁は別位置に転用され、2本の内、1本は両端が切断されている。下屋の軒桁は当初材が2本、但し何れも片方が切断されている。小屋束は、当初材の棟束が4本残存で、上端が切縮められている。下屋の軒廻り材は、比較的古材が残っているが、当初材かは不明である。上屋の軒廻り材は、瓦葺きに改変されているため残存していない。図19、20の着色材は調査の結果判明した当初材を示している。

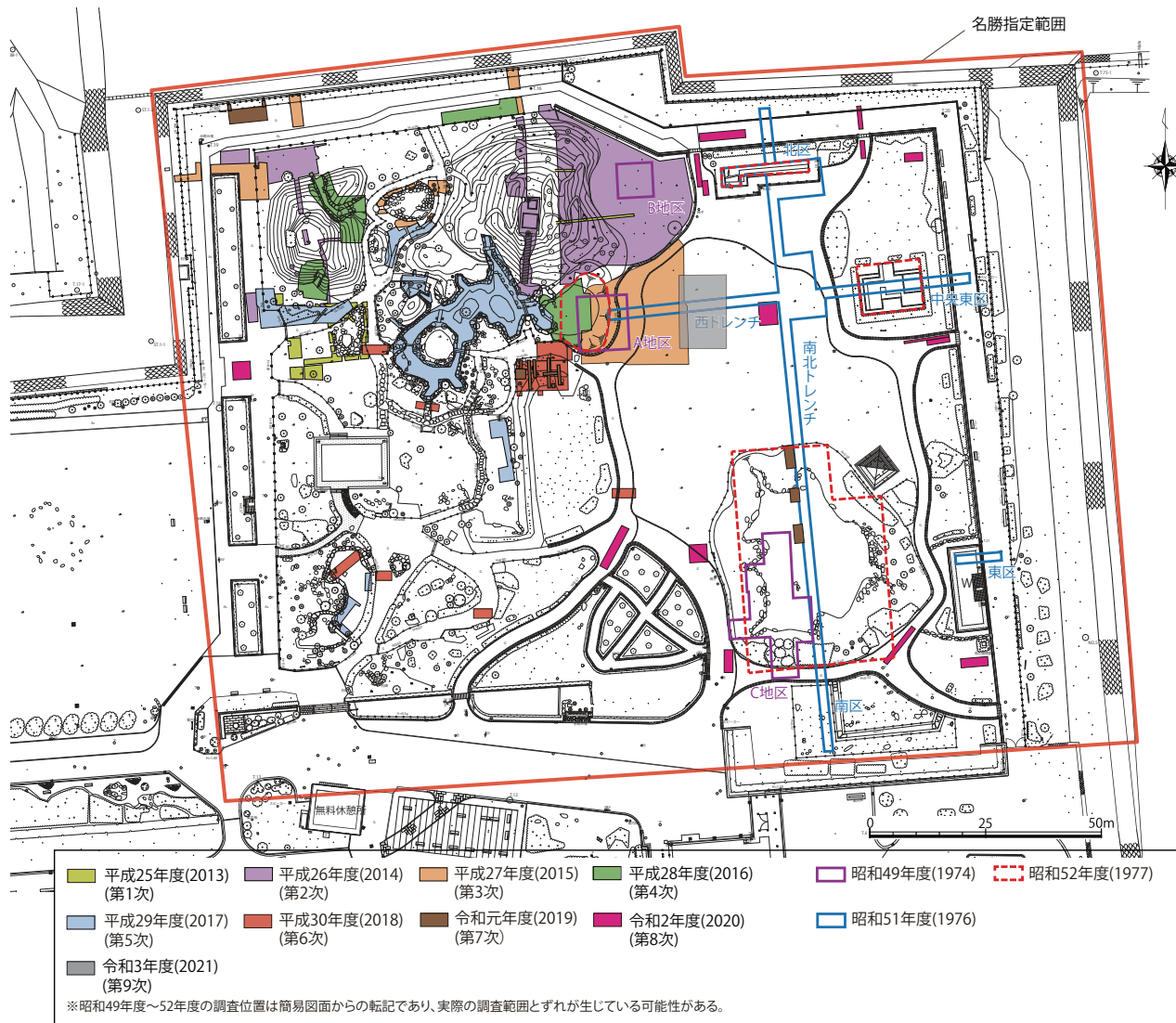


図21 発掘調査実施位置図

(2) 発掘調査

平成25年度から実施している二之丸庭園の発掘調査では、権現山に建てられた建物跡や鳥居基礎、園路飛石、築山の園路、多春園・山下御席・余芳といった御茶屋跡、奥御文庫基礎、園路の延段、池にかかる橋の橋台、庭園を区切る堀の礎石などが確認されている。余芳周辺の発掘調査は平成27年度（2015）に行った（図21）。調査区のほぼ全域で陸軍期の兵舎跡を検出した。兵舎の遺構として残存しているのは、床面付近から基礎部のレンガ積みとその下部の基礎構造のみである。調査区北部では、東西方向に延びる石敷き廊下と出入口部を確認した。この石敷き廊下の下から、三和土と石を用いて鉢状に造られている構造物を確認した。東西約110cm、南北約80cmの内面全体に赤い三和土を厚さ5mmほど塗り重ねている。この構造物は余芳の手水組跡と考えられる。

手水組跡の北側では長さ約40cm、幅約30cmの長方形の石を確認し、余芳建物の礎石である蓋然性が高いと考えた（図22）。



図22 礎石と手水組の遺構

(3) 古写真調査

明治維新後に陸軍の手にわたる以前の二之丸庭園内の茶席を写した写真は、尾張徳川家十四代慶勝^{よしかつ}が撮影した2点のみが徳川林政史研究所に伝わる。うち1点は風信を写したものであることが表題に明記されているが、もう1点の写真は「二之丸御庭の御茶屋」という表題が付されており、余芳を写した可能性のある写真はこの1点のみである（図7）。そこで、慶勝が写真を撮影した当時二之丸庭園に存在した可能性のある茶席を列挙し、「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）（図8）から推定できる間取りや周辺の状態を写真と比較した。この絵図は、景観年代が尾張徳川家十代齊朝による御庭の改造が行われた文政年間以降であること、茶席等の間取りをすべて記載していること等により写真との比較検討にもっとも適している。ただし御城御庭絵図制作以降にも若干の変更が加えられたことが他の絵図から確認できるため、他の絵図も適宜参照した。検討の結果、絵図上では余芳の南側には手水と灯籠が描かれ、位置関係も写真とおおむね一致し、同絵図や部材から確認できる建物の規模や構造も、古写真から得られる所見と矛盾しないことから、余芳をほぼ真南から撮影したものであると考えた。

古写真解析においては、画像の解像度と濃淡を調整した上で、写真から読み取れる意匠上の特徴を再建検討の参考とした。特に、屋根の主要寸法については古写真の解析から算出を行った。

また、発掘調査で明らかになった礎石の上に余芳の南西角の柱を配した配置計画をもとに、古写真の撮影位置についての検証を行った（図23）。その結果、写真撮影の焦点を南東柱よりわずかに左側と推察すると、古写真の見え方はほぼ配置計画通りであることが確認できた（図24）。

(4) 余芳整備の考え方

根拠資料の調査・検討により、各部の寸法については当初材の痕跡を最優先とし、その他不明な仕様等については古写真、古絵図、類例建物を参考に決定した。再建地盤高さについては、往時の余芳が建っ

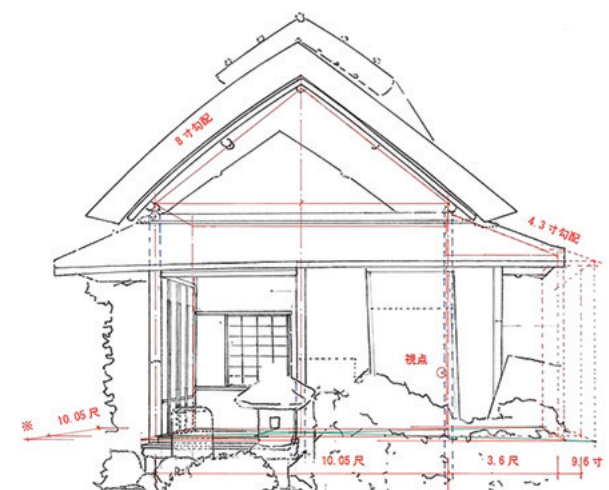
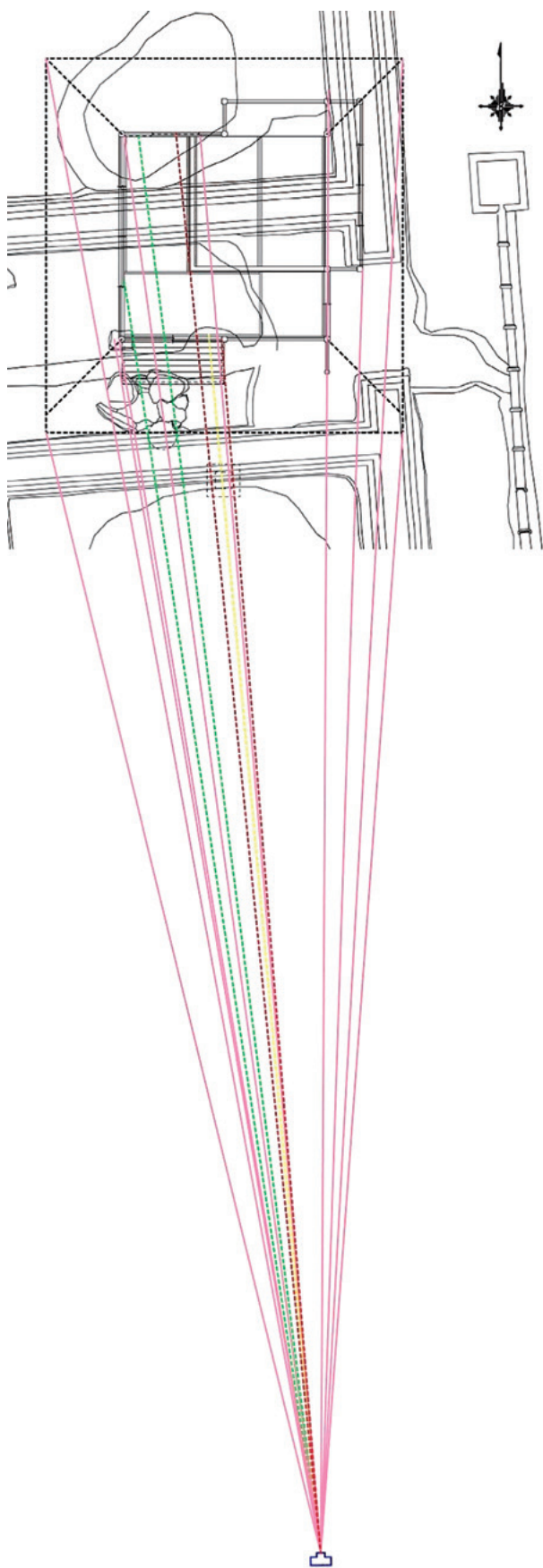


図24 余芳古写真トレースに寸法書入れ

ていた地盤高さよりも、明治期に建設された兵舎の遺構の高さが高いことが発掘調査によって明らかになっている。どちらも貴重な遺構であり二之丸庭園の重要な構成要素であることから、近世・近代の遺構から保護層を設けた地盤を余芳の建築地盤として設定することとした（図25）。建物部分については、名古屋市指定文化財である「余芳亭」の部材を用いた再建であることから、文化財の価値を損ねることが無いよう、可能な限り江戸期の当初材を再使用するために繕い等を施して再建を行う方針とした。また、「二之丸庭園整備計画」においては、尾張の庭園文化を体感できるよう外観の鑑賞に加え内部も見学できるような活用方針も定めている。そのため、構造の安全性の確保のために、耐震診断等を行い補強が必要であれば適切な補強方法を検討するほか、活用策を踏まえた電源の確保、消防設備の設置、市街地における茅葺屋根への法的対応も必要となる。

7. 移築に関わる評価・文化的意義

余芳は明治期、昭和期の二度に渡る移築において一部増築や改築を伴ったものの主たる軸組構造に大きな改変がなされなかったため、江戸期の部材の多くが現存しており、往時の間取りもかなり正確に把握することができている。

発掘調査においては礎石や手水組の遺構と思われる石造物の一部が検出され、これら状況は古絵図や

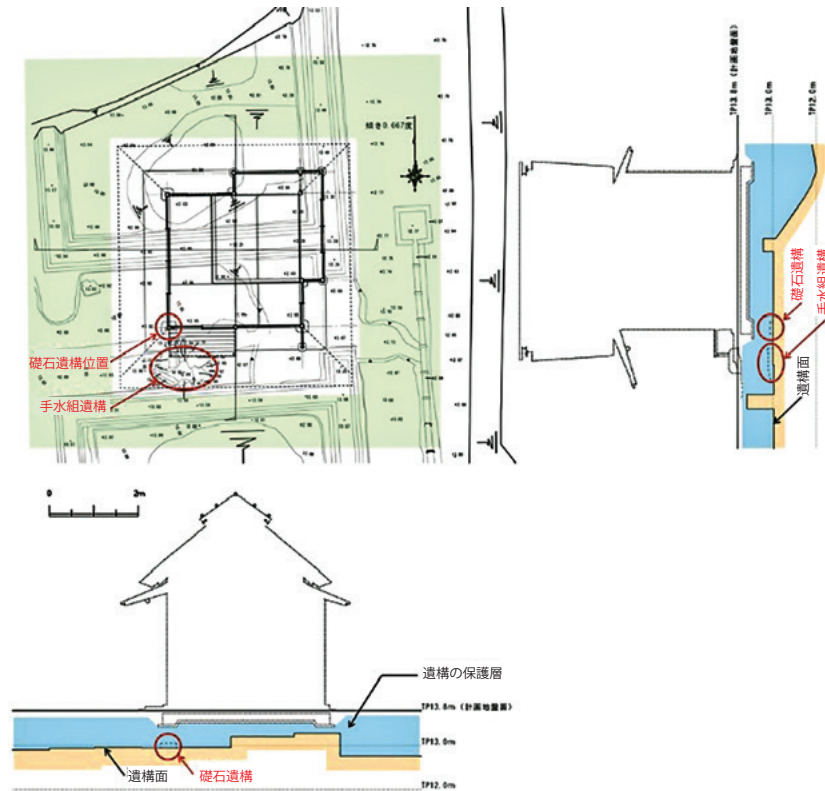


図25 再建地盤高さの考え方

古写真から得られる情報ともよく符合していることから、建物位置についても特定でき、往時の二之丸庭園において、どのように御茶屋が建てられていたのか、精度の高い移築再建が実現でき得る貴重な事例であると考えている。

また、移築先で瓦葺きに改変され失われた小屋組や、すでに散逸してしまった石造物については、古絵図や古写真から得られる情報を丁寧に検証し、類例からの情報を参考にすることで、往時のあったであろう姿に近づけることは可能であると考え。

二之丸庭園は尾張藩の歴代の藩主が公私に渡り過ごした場所であり、藩主やその客人等が御庭の散策を楽しむ折には余芳から北池周辺の豪壮な岩組や築山を眺められていたのではないかと想像し、当時の暮らしに想いを馳せることもできるのではないかな。

このように考えると、余芳の移築再建は、今後進めていく二之丸庭園の復元整備をより豊かなものにする重要な要素であり、尾張の庭園文化や名古屋城の本質的価値を後世に伝え、その魅力を来場者に伝

えるうえで重要な意義がある事業であると考えている。

註

- 1) 統計でみた名古屋スケッチ <https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000011301.html>等。
- 2) 令和3年度予算のあらまし
- 3) 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 2018 『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』 pp.12-13
- 4) 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 2013 『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』 pp.17-27

参考文献

- 1) 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 2022 『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』 pp.10-113